

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
------------------	-----------	------	------	----	-----------

ホ. その他の制度改革

<p>(3) 下請中小企業者に対する配慮 厳しい金融経済情勢の下、親事業者等に対し、下請代金支払遅延等防止法の遵守を徹底すること等により、下請中小企業者の取引の適正化を図る。</p>	<p>公正取引委員会 中小企業庁</p>	<p>1. 平成14年11月から以下の施策を実施。 ①下請代金支払遅延等防止法（下請法）に係る苦情・相談等の特別窓口の設置 ②重点業種に対する立入検査の実施 2. 公正取引委員会委員長、経済産業大臣連名の通達「下請取引の適正化について」等を企業及び業界団体に対して発出した。</p>	<p>以下の対策を着実に実施。 1. 書面調査、立入検査を積極的に行い下請法の違反行為に対して所要の是正措置を講じた。 2. 特別窓口への相談に対し、事案に応じた対応を行った。 3. 親事業者約8,900社、関係事業者団体約360団体に対して、下請法の遵守等を要請する通達を発出した。</p>		<p>平成15年度以降も引き続き下請取引の適正化を図るため、下請法に基づく書面調査や親事業者への立入検査等を積極的に実施し、下請法違反行為について迅速・厳正に対処する。</p>
--	-----------------------------------	--	---	--	--

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<p>(科学技術・ベンチャー)</p> <p>○ 商法改正により、ストックオプション制度について、付与対象事業者の拡大、付与上限の撤廃、決議事項の簡素化等の弾力化を行う。</p>	法務省	13年11月21日に「商法等の一部を改正する法律」が成立し、14年4月1日から施行された。			
<p>(司法制度・経済法制)</p> <p>○ 会社法制の整備のため、商法改正法案(株主総会のIT化、ストックオプション制度改善)を提出する。</p>	法務省	13年11月21日に「商法等の一部を改正する法律」が成立し、14年4月1日から施行された。			
<p>(司法制度・経済法制)</p> <p>○ 会社法制の抜本的見直しのため、商法改正法案(会社の機関、計算、株式等)を提出する。</p>	法務省	14年5月22日に「商法等の一部を改正する法律」が成立し、15年4月1日から施行される。			
<p>(司法制度・経済法制)</p> <p>○ 平成15年の通常国会までに民事執行手続関連法の改正法案を提出する。</p> <p>(規制改革(都市再生))</p> <p>○ 抵当権を中心とした担保法制及びその実行としての執行手続等に関する法制について、現行短期貸借制度の廃止を基本とした検討を含めた見直し関係法案を国会に提出。</p>	法務省	「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出。			

ホ. その他の制度改革

<p>(科学技術・ベンチャー) ○ 商法改正により、ストックオプション制度について、付与対象事業者の拡大、付与上限の撤廃、決議事項の簡素化等の弾力化を行う。</p>	<p>法務省</p>	<p>13年11月21日に「商法等の一部を改正する法律」が成立し、14年4月1日から施行された。</p>			
<p>(司法制度・経済法制) ○ 会社法制の整備のため、商法改正法案(株主総会のIT化、ストックオプション制度改善)を提出する。</p>	<p>法務省</p>	<p>13年11月21日に「商法等の一部を改正する法律」が成立し、14年4月1日から施行された。</p>			
<p>(司法制度・経済法制) ○ 会社法制の抜本的見直しのため、商法改正法案(会社の機関、計算、株式等)を提出する。</p>	<p>法務省</p>	<p>14年5月22日に「商法等の一部を改正する法律」が成立し、15年4月1日から施行される。</p>			
<p>(司法制度・経済法制) ○ 平成15年の通常国会までに民事執行手続関連法の改正法案を提出する。 (規制改革(都市再生)) ○ 抵当権を中心とした担保法制及びその実行としての執行手続等に関する法制について、現行短期貸借制度の廃止を基本とした検討を含めた見直し関係法案を国会に提出。</p>	<p>法務省</p>	<p>「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出。</p>			

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
(3) 経営力戦略 (起業の促進・廃業における障害の除去) 債務不履行の場合の取立て 範囲について、検討、見直しを進める。	法務省	法制審議会担保・執行法制部会において、差押禁止財産の範囲等の見直しについても調査審議がされ、本年2月5日「担保・執行法制の見直しに関する要綱」の答申がされた。その答申を受けて、第156回国会に、「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」を提出。	差押禁止金銭の範囲について、必要生計費の1月分から2月分に拡大し、差押えが禁止される食料及び燃料の範囲を2月分から1月分に縮小する。	特になし	左記の法律案成立後、民事執行法の規定に基づき民事執行法施行令が規定する差押禁止金銭及び差押禁止債権の「政令で定める額」について、標準的な世帯の必要生計費の推移等を踏まえて、その額を引き上げる見直しを行う予定。
ホ. その他の制度改革					
(3) 経営力戦略 (起業の促進・廃業における障害の除去) 最低資本金制度の特例の創設	経済産業省	株式会社および有限会社に係る最低資本金の制限の特例を定める新事業創出促進法の一部改正の成立（経済産業省所管・155回臨時国会）	新事業創出促進法の一部改正は、平成15年2月1日より施行。		
(3) 経営力戦略 (起業の促進・廃業における障害の除去) 会社設立・事業再編手続の特例の創設	経済産業省	会社設立・事業再編の迅速化・円滑化のための商法等の特例を定める産業活力再生特別措置法の一部改正法律案の本通常国会への提出（経済産業省所管・156回通常国会）			

B. 事業創造、雇用拡大	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>(4) 産業発掘戦略 (観光産業の活性化・休暇の長期連続化) 国土交通省は、関係府省と協力して、平成14年度から、外国人旅行者の訪日を促進するグローバル観光戦略を構築し、個性ある日本の文化、自然環境などの国際PRや、地域の特性、創意工夫を活かした観光地づくりを推進する。</p>	<p>外務省</p>	<p>訪日観光客の増加は、対日理解の促進のみならず、産業、雇用の観点からも重要であり、これまでも、外務省は、国土交通省等関係各方面と協力を図りつつ、在外公館国際交流基金等を通じて、我が国の文化伝統や豊かな観光資源を紹介する様々な活動を積極的に行ってきた。その具体的手段は、以下のとおり。</p> <p>1. 広報資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物資料（我が国の文化・観光等を紹介）の配布 ・視覚資料（広報映画・ビデオ（現代日本の素顔を紹介する「ジャパン・ビデオ・トピックス」（毎月制作）等）を各国語版にて制作し、現地TV局にも提供。 <p>2. ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> JIN (Japan Information Network) ホームページにて我が国の一般事情を紹介。 ・Virtual Museum (伝統文化紹介) ・Japan Atlas (各地方の特色を紹介) 外務省英語版ホームページ ・「Visiting Japan Links」(日本入国についての実用ガイドリンク集) <p>3. 政府広報ビデオ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋諸国向け政府広報ビデオ（東京への観光誘致を内容とする）を制作 <p>また、本年度はワールドカップ・サッカー大会の開催に際して、在外公館においても、W杯開催地紹介パンフレットを頒布する等、本邦への観光客誘致及び情報提供に努めた。</p>		<p>海外における広報活動を担う在外公館と日本国内の観光関連機関（国際観光振興会（J N T O）、地方自治体等）との協力をいっそう推進し、海外における我が国についてのPR活動を効果的に取り進める。</p>	<p>①第156回国国会会期末</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アジア太平洋諸国向け政府広報番組（東京への観光誘致を内容とする）の放映 ●日本を紹介する教育広報用資料集の作成（CD-ROM等） ●「Tokyo Past and Present」（東京の魅力を多面的に紹介した観光誘致関連コンテンツ）

<p>(4) 産業発掘戦略 (観光産業の活性化・休暇の長期連続化) ・外務省、国土交通省は協力して平成14年度から、観光客誘致のためのビザ発行の規制緩和を行う。</p>	<p>外務省</p>	<p>韓国人に対する短期滞在査証の緩和措置を実施(平成14年1月1日より実施)。(過去に訪日歴があるかあるいは一定の所得を得ている韓国人の数次査証の有効期間を原則1年(または3年)から5年に延長、滞在期間を原則15日から90日に延長)</p>	<p>韓国人が訪日しやすくなった(平成14年度上半期の新規入国者数は前年比10%増となっている。)</p>		<p>今後、不法就労や不法滞在の推移等を見つつ、更なる緩和措置が可能なか検討していきたい。</p>
		<p>ロシア・NIS人に対する短期滞在査証の緩和措置実施(平成15年1月6日実施)。(複数あった短期滞在査証の発給手続きの統合化による発給の迅速化と簡素化)</p>	<p>ロシア・NIS人が訪日しやすくなった。</p>	<p>緩和措置実施以前の方式で、査証申請してくるケースがあるため、より幅広い広報が必要。</p>	<p>今後、不法就労や不法滞在の推移等を見つつ、更なる緩和措置が可能なか検討していきたい。</p>
		<p>平成11年1月に中国政府が日本への中国国民の団体観光旅行を解禁したのを受け、平成12年9月に訪日団体観光(対象は北京市、上海市及び広東省の3地域の在住者約1億人)が開始された。本件開始当初には、申請受付を査証審査処理上の体制が最も整っている在中国大使館に限って開始した。 平成15年2月より、在上海総領事館での本件関連査証申請の受付を開始した。</p>	<p>上海在住者が申請しやすくなった。</p>		<p>広東省在住者の査証申請を在広州総領事館で受け付けるようにすることを検討していきたい。</p>

<p>(6) グローバル戦略 関係府省は、各種障壁を撤廃し、制度の共通化・統一化を進めた「東アジア自由ビジネス圏」の創設に向け、平成14年度から環境整備を行う。 (APECビジネス・トラベル・カード (ABTC) の実施)</p>	<p>外務省</p>	<p>平成15年度の開始を目途としているところ、実施のための省令及び告示を作成中である。なお、1月から2月の間パブリック・コメントを行った。</p>		<p>省令・告示案の最終的な作業を行なう。また、申請のための説明会を行う。</p>	<p>①省令・告示の作成及び広報。 ②制度を実施し、ABTCを交付する。また、外国人のABTC所持者の円滑・適正な受入を行う。 ③制度の問題点等があれば改善しつつ、制度の安定的な実施を継続する。</p>
<p>グローバルに開かれた市場の構築 ・関係府省庁は協力して、平成14年度世界で活躍する日本製品や日本人、個性のある日本の自然環境や文化をアピールするグローバル戦略を構築する。在外公館の活用や国際PR、わかりやすい標識や情報拠点の整備等を推進する。</p>	<p>外務省</p>	<p>当省としては国際社会の中で、良好かつ深い対日認識を醸成することを目的として、広く外国に対して日本の事情を紹介している。その具体的手段は以下のとおり。 1. 在外公館において、講演、スピーチ活動、TVラジオ出演、シンポジウム・セミナーの開催、ホームページの開設等各種広報活動を行っている。更に、世界30カ国に広報文化センターを設置し、国際PR活動の拠点として運営している。 2. 外国の対日政策の企画立案に関与し得る有識者・政府関係者、外国のTVチーム（日本紹介番組の作成）、報道関係者を日本に招待し、日本の実状を紹介している。また、我が国の様々な分野における専門家や学者などを派遣し、講演会等を実施することにより、我が国の実状を紹介している。 3. 個性のある日本の自然環境をはじめとする様々な特集を持つ「にっぽにあ」を含め、多種にわたる印刷物、ビデオの広報資料を配付している。 4. 情報発信の拠点として、日本の社会、経済、文化、歴史等の一般事情を包括的に紹介する英語版ホームページ、外務省ホームページを開設している。 5. 国際放送を利用し、アジア太平洋諸国向け政府広報番組の放映を行っている。</p>	<p>例えば、平成14年には日韓でのワールドカップサッカー大会の共催もあり、我が国の対韓国広報活動は大きな成果を上げ、各種世論調査結果にも反映されているとおり、韓国において対日親近感を抱く層の拡充につながった。</p>	<p>海外において日本の一般事情を紹介する広報活動の展開に当たっては、「観光誘致」とのタイアップを念頭に置くこととする。これは、外国における我が国への関心の増大を、我が国への観光客増加に結びつけ、国内産業活性化の起爆剤とすることを企図したものである。</p>	<p>これまでの広報事業に加え、今後以下の具体的活動を行う予定。 ①第156回国会会期末 ●海外における情報発信の拡充のため、広報文化センター（現在30ヶ所）の増設（平成15年度において4カ所予定） ●アジア太平洋諸国向け政府広報ビデオ（東京への観光誘致を内容）を放映する予定 ②平成15年末 ●外務省ホームページ及びJapan Information Network (JINホームページ) のコンテンツの拡充、在外公館ホームページの増設（平成15年度において10公館予定）。</p>

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>税制改革 ○今後の経済社会の構造変化等に対応した望ましい税制の構築に向けて、政府税制調査会において、今後とも引き続き、所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保等、幅広い観点から検討を行う。とりわけ貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制の構築に取り組む。</p>	<p>財務省・総務省・税制調査会</p>		<p>・税制改革については、昨年6月に政府税制調査会において「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が取りまとめられるとともに、税制改革の基本方針を含む「基本方針2002」が閣議決定された。これらも踏まえ、平成15年度税制改正で広範にわたる改正を行うこととしている。</p>		<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>(1)人間力戦略 (高齢者、女性、若者等が、 ともに社会を支える制度の 整備) NPO活動促進のための、現 行NPO税制の認定要件の 見直しを検討する。</p>	<p>財務省・総務 省・内閣府・経 済産業省・文部 科学省・環境 省・厚生労働 省・国土交通省</p>	<p>・平成15年度税制改正において、認定NPO 法人制度におけるパブリックサポート等の認 定要件を緩和するとともに、認定NPO法人に ついてみなし寄附金制度の導入を実施する こととしている。</p>	<p>第156回国会に、平 成15年度税制改正 法案を提出。</p>		<p>①第156回国会において平成 15年度税制改正法案の年度 内成立を図る。法案の成立・ 施行にあたっては、新しい制 度が国民に利用されるよう政 府広報等の手段によりPR・情 報提供を行う。</p>
<p>(2)技術力戦略 (戦略分野への選択と集中) 試験研究税制、IT・環境投資 促進税制措置の見直しを検 討する。 (産業力強化のためのIT化 促進) IT投資促進税制措置の見直 しを検討する。</p>	<p>財務省・総務 省・内閣府・経 済産業省・環境 省・厚生労働 省・文部科学 省・国土交通省</p>	<p>・平成15年度税制改正において、研究開発 減税として、試験研究費の総額に係る特別税 額控除制度の創設、産学官連携の共同研 究・委託研究に係る特別税額控除制度の創 設、中小企業技術基盤強化税制の拡充を行 うとともに、設備投資減税として、ソフトウ ェアを含むIT投資促進税制・開発研究用設備 の特別償却制度の創設等を実施することとし ている。</p>	<p>同上</p>		<p>同上</p>
<p>(3)経営力戦略 (起業の促進・廃業における 障害の除去) 民間投資家に係る創業支援 制度の整備を行う。 (企業・産業の再編、経営の あり方) 連結税制を整備する。 (直接金融市場の整備) 金融資産課税の見直しを検 討する。</p>	<p>財務省・総務 省・経済産業 省・金融庁・内 閣府</p>	<p>・平成15年度税制改正において、エンジェル 税制について、現行の優遇措置を拡充すると ともに、新たに、ベンチャー企業(特定中小会 社)への投資額について、同一年分の株式譲 渡益から控除する等の措置を講ずることとし ている。 ・連結納税制度については、平成14年度税 制改正において実施済み。 ・平成15年度税制改正において、上場株式 等の配当及び公募株式投資信託の収益分 配金並びに上場株式等の譲渡益について、 20%源泉徴収で納税が完了する仕組み(申 告不要)を導入するとともに、今後、5年間1 0%の優遇税率を適用する。また、公募株式 投資信託の償還(解約)損と株式等譲渡益と の通算を可能とすることとしている。</p>	<p>同上</p>		<p>同上</p>

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
<p>・歳出削減を行いつつ、改革の成果を他の政策分野に柔軟に再配分</p>		<p>平成15年度予算において、削減すべきものは削減した上で、真に重要な施策には、編成過程を通じて大胆に重点配分。</p>	<p>①歳出削減 ・予算執行調査の結果等を活用した、徹底した単価の見直し ・公共事業関係の国庫補助負担金の削減 ・雇用保険制度の抜本の見直しによる制度の安定的運営の確保 ②重点配分 ・科学技術振興費について、総合科学技術会議による優先順位付け（SABC）を踏まえた大胆な再配分 ・公共投資について、大都市圏拠点空港や三大都市圏環状道路等への重点配分</p>	<p>平成十六年度の財政運営目標については、「改革と展望」において示された中長期的な財政運営のあり方等を踏まえながら、今後検討。</p>	<p>同左</p>

B. 事業創造、雇用拡大	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>(1) 持続的な経済成長を実現するために「広く薄く簡素に」の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。法人に対する課税については、その実効税率の引下げと課税ベースの拡大を検討する。その一環として、法人事業税の外形標準課税について、「改革と展望」に示した考え方に沿って検討する。研究開発投資やIT投資等を税制でも促進できるよう検討する。金融資産課税の見直しと有効利用を促す土地税制を検討する。(再掲)</p>	<p>財務省・総務省</p>	<p>・平成15年度税制改正において、 ①研究開発・設備投資減税の集中・重点化、 ②金融・証券税制の軽減・簡素化、 ③土地流通課税の大幅な軽減、を実施することとしている。</p> <p>・平成15年度税制改正において、資本金1億円超の法人を対象として、外形基準の割合を4分の1とする外形標準課税制度の導入を創設することとしている。</p>		<p>・法人税の負担水準の見直しについては、今後他の先進国との税率のバランスを踏まえ、所得税、消費税を含む税体系全体のあり方の見直しの中で検討していく。</p>	<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>

B. 事業創造、雇用拡大	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>(法人課税) 経済のエンジンは企業の積極的活動である。法人関係では研究開発やIT投資に対する減税等を実施する。法人税率の取扱いについては、マクロ経済の状況、国際的視野、税体系の在り方も勘案しつつ、引き続き検討する。</p>	財務省・総務省	<p>・平成15年度税制改正において、研究開発減税として、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設、産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設を行うとともに、設備投資減税として、ソフトウェアを含むIT投資促進税制・開発研究用設備の特別償却制度の創設等を実施することとしている。</p>	第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。		①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。
<p>(中小企業税制) 活力ある中小企業の経営基盤を強化するため、中小企業税制の見直しを行う。</p>	財務省・総務省	<p>・平成15年度税制改正において、研究開発税制の拡充を行うほか、同族会社の留保金課税制度や交際費等の損金不算入制度の見直し等を行うこととする。</p>	同上		同上
二. 金融システム改革					
<p>日本政策投資銀行による事業再生・産業再編に係る支援機能の充実 ・企業再生ファンドへの出資制度の拡充、再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度の充実等を行う。</p>	<p>・財務省 金融庁 経済産業省 ・財務省 経済産業省</p>	<p>・企業再生ファンドへの出資制度について、運用の弾力化(平成14年11月22日) ・再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度について、融資対象に営業権等の非設備資金を加える等の制度拡充(平成14年11月22日)</p>	<p>・企業再生ファンドの組成の促進 ・事業再生の円滑な進捗</p>		<p>企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。</p>

ホ. その他の制度改革

<p>日本政策投資銀行による事業再生・産業再編に係る支援機能の充実 ・企業再生ファンドへの出資制度の拡充、再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度の充実等を行う。</p>	<p>・財務省 金融庁 経済産業省 ・財務省 経済産業省</p>	<p>・企業再生ファンドへの出資制度について、運用の弾力化（平成14年11月22日） ・再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度について、融資対象に営業権等の非設備資金を加える等の制度拡充（平成14年11月22日）</p>	<p>・企業再生ファンドの組成の促進 ・事業再生の円滑な進捗</p>		<p>企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。</p>
---	---	--	---	--	---